

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	丁字
論文題目	水平的企業結合規制による反競争効果分析 ー形式的な要因から理論的な分析枠組みへー		
(論文内容の要旨)			
<p>独占禁止法は競争制限効果を伴う企業結合を規制している。競争への影響が直接的なのは、競争関係にあった会社間で行われる水平的企業結合である。そのため、水平的企業結合の分析が、各国の企業結合規制の中核である。各国とも当初はもっぱらシェア・集中度に注目した規制を行っていたが、それだけでは過小規制かつ過剰規制となることが分かり、経済理論的な基礎をもった規制を志向するようになった。経済的な理論の枠組みについては共通の基盤ができたが、具体的な事件において理論を活用するための実用上の困難、先例との整合性、様々な制度的な制約等のため、各国とも多くの課題に直面している。本論文は水平的企業結合の経済理論の基礎を明らかにするとともに、米国法、EU 法、日本法、中国法を素材として理論的な枠組を利用する際に直面する問題点を整理・検討する。</p> <p>第1章では、企業結合の規制基準を定めた各国の法令とその解釈の確立、初期の分析枠組とその後の理論的洗練のプロセスを概観する。各国とも、法令の表現に若干の相違があるものの、市場支配力の形成・維持・強化を違法性判断基準とする解釈が確立した。他方、初期の段階では市場シェアの拡大等を競争者に対する「抑圧」と理解したり、集中化した市場構造それ自体を問題視する傾向があった。例えば、米国法ではシェア及び関連市場の集中度に基づく厳格な違法性推定則が最高裁判例により確立したが、理論的根拠は示されず、上記傾向を反映した側面が指摘できる。EU、日本、中国でも同様の傾向が見られた。その後、各国とも反競争効果に関する経済理論の普及に伴い、競争当局及び裁判所の分析枠組は変容した。反競争効果のタイプを当事会社の一方的な行為によって行使可能な単独効果と、当事会社以外の企業との協調を通じて発生する協調効果の2タイプにわけ、それぞれの理論的な基礎をふまえて分析するという手法が基本となった。</p> <p>第2章では単独効果の発生機序と分析手法が検討されている。単独効果の発生機序は同質財市場または差別化財市場により異なる。同質財では、「支配周辺企業モデル」と「クールノー・モデル」の2つがある。前者は従来の直感を理論化し、市場シェア、市場の需要弾力性及び供給弾力性に基づいた厳密な評価を可能とした。後者はデータ上の制約等のためその利用は稀である。差別化財では、「ベルトラン・モデル」を用いた分析が適合する。この場合、当事会社間の競争関係の密接性が重要な考慮事項となる。これに依拠して企業結合後の価格引上インセンティブを表す指標であるGUPPIを算出できる。データが十分に利用可能であれば合併シミュレーションも選択肢になる。各国の競争当局はこれらを念頭に置きながら分析しているが、差別化財市場の分析で問題に直面している。GUPPIを最初に採用した米国法ではその利用法について争いがあり、それを重視することに懐疑的な立場も有力である。この議論は他の国でも見られるが、本論文は具体例を通じて適切な利用法を提示する。EU法では、規則・ガイドラインが様々な要因を発生機序と対応させずに列挙して</p>			

いるため、判例等において諸要因を再構成する必要がある。特に「重要な競争的勢力の除去」については、他の考慮事項と実質的に重複し、誤った分析を導く可能性が指摘される。日本法では、市場シェア・競争者や隣接市場等からの競争圧力等の事実を列挙する「定型的分析」のため理論的基礎なしに「総合衡量」がなされてきた。近時理論的基礎のある事案が増えつつある。中国法では両タイプを混同した問題例が指摘され、増加しつつある計量的指標の利用例でも理論的説明が不在である点も批判される。

第3章では、協調効果の発生機序と分析手法を検討する。まず、協調効果の理論的基礎として、「繰り返しゲームの理論」を用いて、協調に関する合意の達成及び逸脱への発見・制裁という観点からの検討を出発点とする枠組が提示される。米国法では、判例・実務ともに上記の枠組が受容されているが、「並行的受容行為」の導入が混乱を生じさせている。EU法では、協調効果の認定には「共同の支配的地位」の形成・強化が必要となり、企業間の「構造的リンク」の存在を重視したが、その後、米国法と一致する分析手法を採用し、「構造的リンク」をその一証拠として扱うようになった。日本法では、ガイドラインでは欧米法と同様な考え方を示しているのに対し、実務では、単独効果の補足として協調効果も認定する事案が多く、理論的な基礎は示されてこなかったが、近年では、協調効果の発生機序を厳密に分析する事例が登場している。中国法の場合、「構造的リンク」の存在を決定的な証拠として協調効果を認定することが多い。これはEU法から影響を受けた結果と考えられるが、その後のEU法の展開とは一致せず、理論的な基礎が乏しいということが指摘される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は米国・EU・日本・中国における競争法上の水平的企業結合規制の分析手法を比較法的に考察するものである。各国とも過去には曖昧な直感に基づいて専らシェア・集中度に注目した規制を行っていた。その後、企業結合の効果にかかる経済理論の発展を踏まえて、現在では、各国とも次のような分析枠組みを指針等で採用するに至っている。すなわち、まず、反競争効果を当事会社が一方的に行使可能な単独効果と市場内の他の企業との協調による効果に分類し、これらの効果がいかに生じるかの理論を基礎として、具体的に市場条件、企業の行動様式等を把握し、審査対象となる企業結合がこれらの効果をもたらすかを明らかにするというものである。もっとも、かような分析手法を具体的事例に適用する上では様々な課題が残る。本論文は、標準的に採用されている理論モデルとこれに基づく分析枠組みに依拠して、各国の規制例を検討し、実務が適切に行われているかを各国横断的に検討するものである。

企業結合規制をかような視角から、このように数多くの具体的事例を用いて検討した例は過去にない。加えて、本論文は、2つの重要な貢献を行っている。第一に、差別化財市場における単独効果の分析実務の問題を明らかにしている。この効果をシェア・集中度から分析することは困難であり GUPPI の利用が増えているが、GUPPI の理論的意味はしばしば誤解され、競争制限効果の過大評価・過小評価につながっている。本論文は、GUPPI が合併当事企業の反競争的なインセンティブの一指標であって、その値は限界費用の上昇比率と見なしうることなどを説明し、有用な指標として利用できる場合の条件を明らかにした。第二に、協調効果について、各国ともかつての集中度重視の残滓が見られることを明らかにし、集中度上昇が協調のインセンティブに与える影響など看過されがちな問題点を的確に指摘した。

本論文が利用した標準的な理論は常に妥当するものではなく、本論文は、そのような場合の分析方法は検討していない。しかし、従来、標準的な理論に依拠した実務の批判的検証さえ不十分であったことからすると、このことは本論文の価値を些かも損なうものではない。

以上の理由から、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資することが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和3年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連する試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降